

議案第143号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、所沢市内の字の区域について別紙変更調書のとおり変更し、及び廃止する。

令和7年12月 1日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

北秋津・上安松土地区画整理事業により新たに整備された道路界等に合わせ、字の区域を変更するとともに、本土地区画整理事業の区域内の小字を廃止いたしましたく、本案を提案するものである。



## 別 紙

### 変 更 調 書

#### 大字上安松に編入し小字を廃止する区域

大字北秋津字下ヶ谷戸4 8 8の1から4 8 8の8までの各一部、4 8 9の一部、字阿間巖下4 9 0の一部、4 9 5から4 9 9までの各一部、5 1 8の一部、字牛沼道5 1 9の一部、5 2 0の2の一部、5 2 1の一部、字茨原前8 7 6の1 0

#### 大字北秋津に編入し小字を廃止する区域

大字上安松字道上2 8 2の1の一部、2 8 3の1、2 8 3の2の一部、2 8 3の3の一部、3 0 6の一部、3 1 1の3の一部、字清水久保3 6 3の一部、3 6 4の1の一部、3 6 4の2の一部、3 7 8の一部、3 7 9の9の一部

#### 大字北秋津字牛沼道に編入する区域

大字上安松字清水久保3 7 9の9の一部

#### 小字を廃止する区域

大字上安松字道上2 8 2の1の一部、2 8 3の2の一部、2 8 3の3の一部、2 8 4、2 8 5の1、2 8 6の1、2 8 7の1、2 8 7の2、2 8 8の1、2 8 8の2、2 8 8の4、2 8 9の1、2 8 9の6、2 9 2の1、2 9 5の4、2 9 6の1、2 9 7の1、2 9 8から3 0 3まで、3 0 4の1、3 0 4の2、3 0 5、3 0 6の一部、3 0 7から3 1 0まで、3 1 1の1、3 1 1の2、3 1 1の3の一部、3 1 1の4、3 1 2から3 1 5まで、3 1 6の2、3 1 6の3、3 1 6の1 7、3 1 7の1から3 1 7の3まで、3 1 8の1、3 2 1の1から3 2 1の3まで、3 2 2の1から3 2 2の3まで、3 2 3、3 2 7、3 2 8の1、3 2 8の2、3 2 9の1、3 2 9の4、字清水久保3 5 6の1、3 5 7、3 5 8、3 5 9の2、3 6 0の1から3 6 0の4まで、3 6 1、3 6 2、3 6 3の一部、3 6 4の1の一部、3 6 4の2の一部、3 6 5の1から3 6 5の6まで、3 6 6、3 6 7、3 6 8の2、3 6 9の1、3 7 0の1、3 7 2の1、3 7 3の1から3 7 3の9まで、3 7 4、3 7 4の2、3 7 5の1から3 7 5の3まで、3 7 6の2、3 7 6の1 1、3 7 7の1から3 7 7の6まで、3 7 8の一部、3 7 9の1、3 7 9の3から3 7 9の8まで、3 7 9の9の一部、3 7 9の1 0、3 7 9の1 1、3 8 0の1から3 8 0の3まで、3 8 1の1、3 8 1の2、3 8 2の1、3 8 2の4、3 8 3の1、3 8 3の4、3 8 3の7から3 8 3の1 2まで、3 8 5の1、字谷戸崎1 0 5 7の1、1 0 5 7の5、1 0 5 8の1から1 0 5 8の3まで、1 0 5 9の1、1 0 5 9の2、

1060の1、1060の6、1061の1から1061の8まで、1062の1、1062の2、1063の1、1063の2、1064の1、1064の5、1064の6、1068の11、1068の13、1068の14、1069の1から1069の9まで、1070の15、大字北秋津字下川原435の1、435の3から435の5まで、436の1、436の4から436の8まで、437の1、437の2、438の1、438の2、439、字下ヶ谷戸448の1、455の1、456の1、456の2、457の1、457の3、458、459、460の1、466の1、466の2、467の1、467の2、468の1、468の2、469の1から469の6まで、470の1から470の6まで、471の6、472の1から472の3まで、472の6から472の17まで、473から476まで、477の1から477の3まで、478の1から478の5まで、479、480、481の1から481の3まで、482、483の1から483の6まで、484の1から484の4まで、486の1、486の23から486の25まで、487の1、487の7から487の12まで、488の1から488の8までの各一部、489の一部、字阿間巖下490の一部、491、492の1、492の2、493の1、495から499までの各一部、500から504まで、505の1、505の3から505の6まで、506の1から506の6まで、507、508、509の1、509の2、509の9から509の17まで、514の1から514の3まで、515の1から515の3まで、516の1から516の3まで、517の1、517の2、518の一部、字牛沼道519の一部、520の1、520の2の一部、521の一部、524の1から524の3まで、525の1から525の3まで、526の1、526の10から526の12まで、528の3、529から532まで、537の1から537の3まで、538の1、538の4、538の8、字篠山547の1、547の16、549から553まで、555の2、557から561まで、562の1、562の9、562の10、562の16、562の17、562の19から562の21まで、564の2、565、566、567の1、567の2、568の1、568の2、569の1から569の6まで、569の8、570の1、570の2、571の1から571の7まで、字中山572から576まで、577の1から577の9まで、578の2から578の4まで、579、580、581の1から581の4まで、582、585の1、585の2、586、587の1から587の16まで、588、589、590の1から590の4まで、591の1から591の8まで、字生場592、593の1、593の2、594から597まで、598の1、598の3、598の4、599の1、599の2、600、602の1、602の2、603、604の14、字帆山605、606、607の1、607の2、608の1、611の1、612の1、612の3、612の5、613、614、615の1、616、617、618の1、619の1、字上ノ台800の4、800の13、800の14、800の24、801の2、801の4、802の1から

802の6まで、802の8、802の9、802の11、802の12、803の1、803の5、805、806、807の2、807の5、810の1、811の1、811の3、811の4、812の1、819の1、820から822まで、824の4、825、字  
逢山826の1から826の8まで、827、828の1、829の2、830の1から830の5まで、831から833まで、834の1から834の6まで、835、836の2、837から839まで、840の2、840の5、840の15、841の1、841の2、842、843、844の15、845の1、845の2、846、847の1から847の3まで、848の1、848の2、848の4から848の7まで、字東境849の2、849の3、850の2、850の3、851の2、852の3、852の6、855の6から855の11まで、857の1、857の5、857の11、字茨原前883の2、885の1、890の1の一部、890の4、890の8、字北ノ台903の2、904の2、905から907まで、908の7、908の12、908の16、915の1から915の7まで、916の1、923の1、924の1、924の5から924の18まで、925から929まで、930の1、930の4、931、932の1、932の3、933の1、933の5、934の1、934の5、935の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

(令和7年10月1日調査)